



令和7年度 函館市指定障害福祉サービス事業者等集団指導

資料1

運営指導時の主な指摘事項について (令和6・7年度)

1 一般原則

- ① 利用者の意向，適性，障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し，これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに，その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。
- ② 利用者または障害児の保護者の意思および人格を尊重して，常に当該利用者または障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- ③ 利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。

<指摘事項>

- ・ 個別支援計画が作成されていない期間がある。
⇒個別支援計画未作成減算。監査へ移行の可能性あり。
- ・ 虐待防止のための対策を検討する委員会が設置されているものの、委員会の設置について運営規程に明記されていない。
- ・ 虐待防止のための対策を検討する委員会について、運営規程に明記されているが、委員会が組織されていない。
- ・ 虐待防止の対策を検討する委員会が組織されているものの、開催されていない。
- ・ 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催がされているものの、結果について従業員に対し周知徹底がされていない。
- ・ 虐待防止のための研修について実施しているが、その内容について欠席者に周知されていない。
⇒虐待防止のための措置が行われていない場合、
虐待防止措置未実施減算の可能性あり。
⇒令和7年度運営指導において、2事業所に対し、減算適用を指導

2 運営に関する基準

① 内容および手続きの説明・同意

支給決定障害者等がサービスの利用の申し込みを行ったときは、当該利用者の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他利用申込者のサービス提供に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

<指摘事項>

- ・ 実際の事業所の体制や費用等と運営規程・重要事項説明書の記載内容が違っている、または、運営規程と重要事項説明書で内容が異なっている。
- ・ 重要事項説明書で、利用者負担額や食事の提供に要する費用、日用品費等の利用者に負担を求める内容の記載がない。
- ・ 食事提供について、事前のキャンセルや、日割り計算などの説明がない。
- ・ 運営規程で、令和6年度報酬改定の内容が反映されていない。

2 運営に関する基準

② 記録の整備

- ・ サービスを提供した際は、提供日、内容その他必要な事項をサービス提供の都度記録しなければならない。
- ・ 訪問・通所系サービスのサービス提供実績記録票への利用者等の確認は、サービス利用の都度行うこと（当日または翌日）。ただし、入所系サービスは、月末で可。

<指摘事項>

- ・ サービス提供の記録について、記載がない等の不適切な内容が散見される。
- ・ 個別支援計画に盛り込んだ課題に対して利用者へ支援した記録がされていない。
- ・ サービス提供実績記録票へ月ごとにまとめて確認を受けている。
- ・ 在宅支援や施設外就労の記録がない。

など

2 運営に関する基準

③ 利用者に求めることができる金銭の支払いの範囲等 (H18.12.6 厚生労働省通知)

(1) 利用者に金銭の支払いを求めることができるもの

- ア 金銭の用途が、直接利用者の便益を向上させるものであること。
- イ 一般的に利用者の日常生活に最低限必要と考えられる物品（歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等）であって、利用者の希望を確認した上で提供されるもの
- ウ サービス提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費，入浴に係る費用等として想定されるもの
- エ 利用者の希望により，送迎を事業所側が提供する場合に係る費用
(送迎加算を算定している場合は，燃料費等の実費が送迎加算の額を超える場合に限る)
- オ 介護給付費等に含まれるものおよびすべての利用者に一律に提供される物品等に係る費用については認められない。

(2) 利用者に金銭の支払いを求める場合の留意事項

- ア 支払いを求める金銭の便益およびその額を運営規程において定め，サービスの選択に資すると認められる重要事項として，書面によって説明し，同意を得た上で，事業所の見やすい場所に掲示すること。
(ファイリングによる閲覧可)
- イ 支払いを求める金銭の額は，その対象となる便益を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきであること。

<指摘事項>

- ・ 共益費が記載されているが、訓練等給付費の対象となっているサービスと明確に区分されていない曖昧な名目による費用の受領は認められない。
- ・ 金銭の支払いを要するものについて、運営規程および重要事項説明書に記載されていない。または、金額が違っている。
- ・ 利用者から徴収している食材料費について、実費を徴収するものであるが、食材や調味料の購入代金等として支出した実績の記録がなく、余剰金を利用者に返金していない。
- ・ 食事提供に要する費用について、徴収する費用の算定根拠が不明確
- ・ 光熱水費について、書面での説明がないまま月額使用料の他に超過分として利用者から実費を徴収している。

など

2 運営に関する基準

④ 取扱方針

- 個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、事業の提供が漫然かつ画一的なものにならないように配慮する。
- 従業者は、事業の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明する。
- 提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図る。

<指摘事項>

- 質の評価が行われていない。

2 運営に関する基準

⑤ 個別支援計画等の作成

計画作成の流れ

利用者が置かれている環境および日常生活全般の状況等評価

- 面接等による利用者の希望する生活および課題等の把握（アセスメント）
- 計画原案（課題・目標および達成時期・留意事項等）の作成
- 担当者等による会議の開催＜R6報酬改定 利用者本人も原則同席＞
- 利用者，家族への説明・同意・交付

定期的に見直しを行い，必要に応じた計画の変更

上記の手続きのほか

- 利用者等との定期的な面接等によるアセスメントを含めた計画の実施状況の把握（モニタリング）

<指摘事項>

- ・ アセスメント，モニタリングが実施されていない，結果が反映されていないなど，適切な手続き，手順に基づく個別支援計画の見直しがされていない。
- ・ 総合的な支援の方針や生活全般の質を向上させるための課題等が計画に反映されていない。
- ・ 計画案を作成していない，または作成したが保管していない。
- ・ 個別支援計画原案の内容について意見を求めるための会議を開催していない。
- ・ 個別支援計画原案の内容について意見を求めるための会議を開催しているが，担当者等から意見を求めた結果（原案の内容の変更の有無）の記録や障害福祉サービス事業所との連携の記録がない。
- ・ 会議に利用者を同席させていない。
- ・ 個別支援計画が作成されていない。
⇒作成されていない場合，**個別支援計画未作成減算。監査の可能性あり。**
- ・ 個別支援計画を相談支援事業所へ交付していない，または交付した記録がない。
- ・ サービス等利用計画，障害児支援利用計画を，事業所に交付していない，または交付した記録がない。

2 運営に関する基準

⑥ 勤務体制等の確保

- 事業所ごとに，原則として月ごとの勤務表を作成し，従業者の日々の勤務時間，常勤・非常勤の別，兼務関係等を明確にすること。
- 事業所ごとに，当該事業所の従業員によって指定障害福祉サービスを提供しなければならない。
- 従業員の資質の向上のために，その研修の機会を確保しなければならない。

<指摘事項>

- ・ 勤務形態一覧表が毎月作成されていない。実態と合っていない。
- ・ サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）の資格が失効している。

⇒ 人員欠如減算

- ・ （児童）1日に10人を超えて15人まで障害児を受け入れる場合、サービス提供時間中に児童指導員または保育士を3人以上配置しなければならないが、児童指導員または保育士が2人しか配置されていない。
- ・ 従業者の資質の向上のための研修計画および実施した記録が確認できない。

2 運営に関する基準

⑦ 賃金および工賃

就労継続支援A型

- ・ 生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。
- ・ 雇用契約を締結していない利用者に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。
- ・ 賃金および工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付費をもって充ててはならない。

就労継続支援B型

- ・ 利用者に、生産活動に係る事業の収入から、生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。
- ・ 年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準および前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、北海道に報告しなければならない。
- ・ 工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付費をもって充ててはならない。

<指摘事項>

- ・ 工賃の支給額について、工賃規程において定額で定められており、生産活動に応じて適切に算出していない。
- ・ 工賃の支給額について、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額となっていない。
- ・ 工賃の目標水準および前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知していない。

など

2 運営に関する基準

⑧ 衛生管理等

- 感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように次に掲げる措置を講じなければならない。
 - ①感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ②感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
 - ③従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止の研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

<指摘事項>

- ・ 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会が設置されていない。
- ・ 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会が開催されているものの、結果について従業者に対し周知徹底がされていない。
- ・ 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針が整備されていない。
- ・ 従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止の研修ならびに訓練が定期的に実施されていない。

2 運営に関する基準

⑨ 身体拘束等の禁止

- 利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってははいけない。
- やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ②身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ③従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

＜指摘事項＞

- ・ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が設置されていない。
- ・ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が開催されているものの、結果について従業者に対し周知徹底がされていない。
- ・ 身体拘束等の適正化のための指針が整備されていない。
- ・ 身体拘束等の適正化のための指針はあるが、緊急やむを得ない身体拘束等に関する説明書等の様式が整備されていない。

⇒ **令和4年度より身体拘束等の適正化に係る取組みが義務化
令和5年度より取組みがされていない場合、身体拘束廃止未実施減算を
適用**

⇒ **令和7年度運営指導において、3事業所に対し、減算適用を指導**

2 運営に関する基準

⑩ 業務継続計画の策定

- 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害福祉サービス等の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的 to 実施し講じなければならない。
- 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行わなければならない。

＜指摘事項＞

- 業務継続計画を策定していない。
- 業務継続計画を策定しているが、研修及び訓練を実施していない。
- 感染症に関する業務継続計画が新型コロナウイルス感染症対策に限定されている。

⇒ **令和6年度より業務継続計画策定は義務化**
⇒ **策定していない場合、業務継続計画未策定減算**

2 運営に関する基準

⑪ その他の指摘

- 各種マニュアル（苦情対応・事故対応・ハラスメント対応等）が未整備，または整備されているが内容が介護サービスのものとなっている。
- 法定代理受領により市町村から給付費の支給を受けた場合，支給決定障害者に対し，代理受領した給付費の額を通知していない。
- 恒常的に利用定員を超過して利用児を受け入れている実態が確認された。
- 従業者および管理者が業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう誓約書を徴収していない。
- 個人情報使用同意書に家族の同意がない。
- 防犯に係る安全確保を行っている記録がない。
- チェックシート等により送迎車両に児童が残っていないことを確認した記録がない。

など

3 給付費の算定等に関する基準

① 減算

- サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）や基準人員の欠如
⇒**人員欠如減算を行っていない。**
- 個別支援計画の未作成
⇒**個別支援計画未作成減算を行っていない。**
- 業務継続計画の未策定
⇒**業務継続計画未策定減算を行っていない。**
- 身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない。
⇒**身体拘束廃止未実施減算を行っていない。**
- 虐待の防止のための取組が適切に行われていない。
⇒**虐待防止措置未実施減算を行っていない。**

など

3 給付費の算定等に関する基準

② 欠席時対応加算

- 欠席の連絡が、利用日の前々日、前日または当日であること。
- 事業所職員が、利用者（児）の状況を確認し、引き続き当該事業所の利用を促すなどの相談援助を行っていること。
- 相談援助の内容を記録していること。

<指摘事項>

- 利用者または当該利用者（児）の家族等への連絡調整を行い、当該利用者（児）の状況の把握および相談援助を行った内容を確認し、記録していない。（記録内容の例：連絡を受けた日時、連絡をしてきた相手、連絡を受けた職員名、欠席理由、利用者（児）の状況、相談援助の内容、次回の利用予定等）

3 給付費の算定等に関する基準

③ 児童指導員等加配加算，専門的支援体制加算

人員配置基準および児童指導員等加配加算の算定に必要なとなる従業者の員数に加え，5年以上児童福祉事業に従事した保育士等を常勤換算で1名以上配置している場合に加算される。

<指摘事項>

- ・ 加算要件を満たさない週に，加算を算定している。

⇒ 定員を超えて利用児を受け入れている場合に，加算算定不可になることが多い。

3 給付費の算定等に関する基準

④ その他の指摘

- 長期入院加算について、病院との連絡調整および被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った記録がない。
- 訪問支援特別加算について、支援を行った記録が確認できない。
- 自立生活支援加算について、個別支援計画を変更した経過がなく、算定要件を満たしていない。
- 送迎加算について、送迎回数に誤りがある。
- 食事提供加算について、該当する日数の誤りがある。

※ 前年度の請求明細書等が失われ確認できない事業所がありました。

システムの請求記録は一定期間後に上書き消去される場合がありますので、毎月、必ず紙かデータで保存するようにしてください。

<最後に>

- 個別支援計画の策定・見直しにあたっては、アセスメント等の必要な手続きを行い、その記録を残す必要があります。普段から利用者の状況等を見てわかっているからと省略しないでください。
- 事業所管理者におかれましては、職員の異動・退職等の際には、人員配置の状況、加算要件の確認をお願いします。
(体制届未提出による発覚、過誤調整多数。)
- 「障害福祉サービス事業者等自己点検表」による点検は、運営指導時のみのものではありません。適正な事業所運営、利用者へのサービス提供のため、自己点検表を活用した定期的な点検および関係書類等の確認をお願いします。
- 前回の運営指導で文書指導をうけ、改善状況報告を提出している事項にもかかわらず、同じ内容の指摘を受ける事業所が複数あった。
⇒ 繰り返す場合は、監査へ移行の可能性有